



CPRA news

CENTER FOR
PERFORMERS' RIGHTS
ADMINISTRATION NEWS



実演家著作権隣接権センター

特
集

権利者団体会議委員からのご挨拶…… 2

各委員会を中心としたCPRAの取り組みについて…… 3

数字で見るCPRA25年の歩み…… 6

77ラ ニュース

VOL. 90

OCT. 2018

CONTENTS

COLUMN/ESSAY …… 8

エンターテインメント業界に未来はあるのか

Hori Yoshitaka

芸団協CPRA権利者団体会議 議長
一般社団法人日本音楽事業者協会 会長

堀 義貴

CPRAを取り巻くエンターテインメント業界の課題について考えてみたい。短期的な課題としては、2020年に開催を控えている東京オリンピック・パラリンピック、中長期的には日本の人口減少という課題がある。これらの課題は、常にパラレルに考えていかなければならない。

2020年東京オリンピック・パラリンピックは、日本のエンターテインメントを世界に発信する、またとない好機と言えるかもしれない。しかしながら、オリンピック期間中を含め開催までの数か月の間は、コンサートなどのために使えなくなる会場も出て、総キャパシティが減少する上、ボランティアに参加する人の数を考えれば、運営スタッフのアルバイトの確保も難しくなるかもしれない。さらに、オリンピック関連番組に、放送番組のゴールデン、プライム枠を取られてしまい、出演の機会が大幅に減るかもしれない。エンターテインメント業界全体として、今からオリンピック期間を乗り切る体力を備えなければならない。

そして、中長期的な課題である日本の人口減少。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の人口は、2053

年には1億人を割って9,924万人、2065年には8,808万人になるといわれている。このような日本の人口減少は、観る人、出演する人、創る人という日本のエンターテインメント業界に携わる全ての人の数が減ることを意味する。

世界最大の人口を擁する中国では、映画市場は右肩上がり成長し続け、2017年には北米の映画市場のおよそ75%に達したほか、数年以内には北米の映画市場を抜くと言われている。さらに、音楽市場においても世界のトップ10に初めて入るなどエンターテインメント業界が盛況だ。出演料は日本とは比べものにならないほど高額になっている。また、中国国内のいたるところにアニメーションスタジオも建設されているという。日本のクリエイターたちが、中国に流出してしまえば、ただでさえ日本の人口が減少している中で、日本にクリエイターの空洞化を招きかねない。

限界ある日本国内のエンターテインメント市場のほか、海外市場に打って出ようとする考え方もある。確かに、海外市場の開拓は、1秒たりとも忘れてはならない。海外に著作権などの使用料を支払

うだけでなく、日本に支払われるようにしなければならない。しかしながら、海外に出て、マーケットを切り開くことは、並大抵の努力だけでは実現できるものではない。

インターネットの場合はどうか。名前を出すまでもなく、インターネットの世界ではグーグル、アマゾンといったアメリカのプラットフォーマーが牛耳っている。国境のないインターネットという世界に乗り出していくにも、日本の権利者は、プラットフォーマーの条件をのまざるを得ない状況だ。

今年10月1日にCPRAは設立25年を迎えた。しかしながら、日本のエンターテインメント業界では課題が山積しており、明るい未来が描けるとは言い難い。このようなエンターテインメント業界において、現状のままCPRAが胡坐をかいていては、CPRAは次の30年、50年を迎えることはできない。CPRAの運営に携わる全ての者が危機意識をもって、然るべき知識や見識を備え、今から、将来について考えなければならない。関係各位には引き続きご協力をお願いしたい。

権利者団体会議委員からのご挨拶

CPRA新体制での活動について

一般社団法人
日本音楽制作者連盟
理事長

門池三則

CPRAは、これまで実演家の権利に基づく使用料について徴収・分配業務の効率化や精度向上を進めてきました。今後も立ち止まることなく、徴収・分配業務を一層進展させていかなければなりません。そこで、これまで培ってきた徴収・分配のノウハウも活かしつつ、もう一方では様々な観点から、現状の徴収・分配方法の課題を検証し、諸外国の事例も参考にして、権利行使のスキームやデータ取集・活用の方法などを検討する必要があると思います。

さらに、実演家の著作隣接権の現状についても、欧米諸国との相違点を洗い出し、グローバルな視点で、ネット時代に相応しい著作権制度の在り方を研究し、関係各所へ提案していくことが必要であると考えます。過去のCPRA勉強会で取り上げたレコード演奏権など、まだまだ我が国の実演家の隣接権は遅れをとっているところもありますので、国内外の関係団体との連携を深め、協力体制を確立しながら、今秋よりスタートする運営委員会や各委員会メンバーの皆さんには、積極的な議論をお願いしたいと思います。

打たせて捕る野球

一般社団法人
演奏家権利処理合同機構 MPN
理事長

椎名和夫

音楽を利用する場面は飛躍的に拡大し続いています。放送や有線放送、レンタルといった伝統的なものから、ネットを経由したさまざまな利用へと拡散が進む中で、実演家の権利処理を担うCPRAとしては、「徴収」「分配」の両面から、こうした状況にしっかり対応していく必要があります。こと「分配」に関して言えば、利用される楽曲数とそれに関わる権利者数の増大という本質的課題について、IT技術を背景に、データの精緻化、処理の高度化などの取り組みはルーティーン化しており、ある程度軌道に乗ってきているといえますが、「徴収」という面から見れば、さまざまな要因からまだまだ不十分であるのが現状です。欧米各国においては、こうした「拡散」に関係者が積極的に取り組むことにより、不振といわれた音楽産業が全体として回復の兆しを見せていますが、わが国においては、そうした取り組みがまだまだ進んでいないといわざるを得ません。「著作権」が「禁止権」であることばかりが強調されすぎる嫌いがあり、この10年ほど、反著作権キャンペーンに対する対応が権利者団体の仕事の中で大きな割合を占めるという、いささか本末転倒ともいえる状況に陥っているのが偽らざる現実です。表現が適切かどうかわかりませんが、「打たせない野球」ではなく、「打たせて捕る野球」へと、発想を転換する時期にあると思うのですが、如何なものでしょうか。

時代に沿った適正な対価還元を目指して

一般社団法人
映像実演権利者合同機構
代表理事

小野伸一

本誌CPRA news第90号の発行日は10月31日。42年前——1976年のこの日は、家庭用VHS方式のビデオレコーダーが発売された日だそうです。言うまでもなく、この半世紀弱の間にコンテンツの楽しみ方は非常に様変わりしました。レコーダーによっていつでも楽しめるようになり、ポータブルプレーヤーによってどこでも楽しめるようになり、今や、クラウド上に保存して持ち歩くことさえなく、かつ、高音質・高画質で楽しめるようになりました。

手軽により良いものを楽しめることは素晴らしいことです。しかし、利便性や楽しみ方が増したことに比例し、実演家をはじめとするクリエイターへ適正に対価が還元されているかという点、残念ながらそうとは言い難いことも事実です。

私的録音録画補償金制度の問題や、いわゆるバリュー・ギャップの問題など、クリエイターへの対価に関する課題は際限がありません。また、この半世紀弱で状況が様変わりしたように、今後も課題は常に生まれてくることでしょう。

今向き合ふべき課題に取り組みながら、同時に将来を見据え、委員各位と共に、これからも権利者団体会議の一員として誠心誠意尽力して参りたいと思います。

各委員会を中心としたCPRAの取り組みについて

9月27日に開催された権利者団体会議において、平成30・31（2018・2019）年度CPRA運営委員が選出された。これを受けて、10月5日に開催された運営委員会では、**崎元讓運営委員長、中井秀範副委員長及び金井文幸副委員長が選出され、前期同様、運営委員会の下に七つの諮問委員会の設置とともに、担当運営委員を決定した（今期の運営委員及び委員会体制について、前頁の「実演家著作隣接権センター（CPRA）組織図」をご参照下さい）。**

CPRA運営委員会の新体制の決定を踏まえて、崎元讓運営委員長のほか、七つの諮問委員会の担当運営委員に、コメントをお願いした。



CPRA新体制にあたって

今年設立25周年を迎えた芸団協実演家著作隣接権センター（CPRA）は、実演家の著作隣接権処理業務を適正に行うための専門機関としての活動を続けている。

組織としては、「権利者団体会議」（現在は4名の委員）、「運営委員会」（現在は13名の運営委員）を設置して、独立性、権利者性及び透明性の高い運営を行っている。

平成30・31（2018・2019）年度の運営体制がスタートした。今期は、権利者団体会議の委員、運営委員ともに前期のメンバーが全員再任された。運営委員会の委員長は引き続き私が務めることになった。副委員長には、中井秀範委員と金井文幸委員が就任した。

今期の諮問委員会については、前期と同様に専門性の高い委員会を設置し、運営委員、各権利者団体、学識経験者から適任者を選任した。また、時代の変化に対応すべく設置された「権利問題研究プロジェクト

チーム」についても、引き続き実演と権利に関する問題を検討し、実行する体制の構築を目途に活動していく。

昨年、今年と、関係者向けに開催した「レコード演奏権・伝達権」や「ウェブキャストイング」、「バリュー・ギャップ問題」などに関する勉強会は大変好評であった。今期も公衆への伝達に係る問題にとどまることなく、社会状況や技術動向に合わせた問題を取り上げて積極的に勉強会等を開催していきたい。また、文化庁移転問題や、「五輪の年には文化省」をスローガンに活動している「文化省創設キャンペーン」にも文化芸術推進フォーラムを通して積極的に参加していく。これらの諸問題に対しては権利者団体会議、運営委員会、各諮問委員会及び事務局が一丸となって活動していくことが大切である。引き続き関係各位の協力とご指導、ご鞭撻のほどをお願いする。

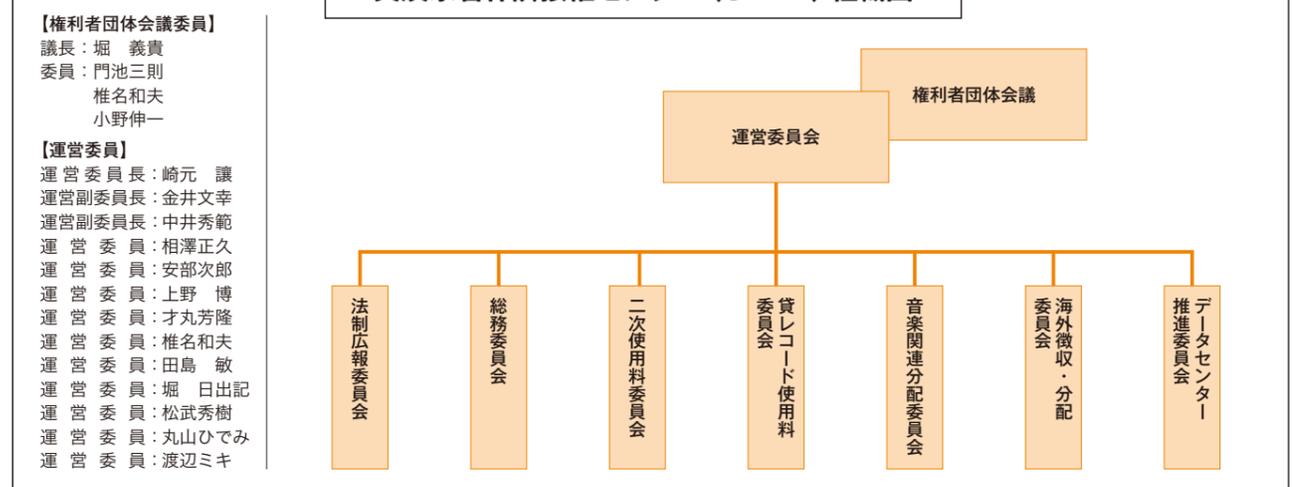
芸団協CPRA運営委員長
崎元讓

法制広報について

デジタル技術、ネットインフラの発展により音楽を楽しむ手段が多様化し、配信とりわけサブスクリプション型のサービスが主流となっていますが、残念ながら実演家が適切かつ公平な対価を得られていない現状があります。法制広報委員会ではこうした問題意識の下、「公衆への伝達」をはじめとした実演家の権利に関わる諸課題を検討し、制度改正に向けて活動するとともに、広報物やセミナー等を活用して積極的に情報発信していきます。

ウェブキャストイングについては、NHKの常時同時配信等を契機とした政府内の議論が加速しており、実演家の権利もこれらの議論の影響を受けることは間違いありません。議論を見守るだけでなく、集中管理等によって実演家の報酬を確保しつつ、ユーザーが使い易い制度を積極的に提案していきたいと考えています。国際的な動向に目を向ければ、EUやアメリカだけではなく、韓国を始めとするアジア諸国でも大規模な制度改正に向けた動きが活発になっています。特にEUでは、ユーザー投稿型の配信サービスに関する

実演家著作隣接権センター（CPRA）組織図



【平成30年10月末現在】

る著作権法上の規制が議論されており、これらのサービスに関しては、実演家やクリエイターに対して、他の配信サービスと比較して極めて低い対価しか支払っていないという、いわゆる「バリュー・ギャップ問題」が提起されており、CPRAでも情報収集と検討を継続し、発信に努めたいと思いません。

(中井秀範運営副委員長)

総務について

昨年度のCPRA事業の徴収総額は前年比99.2%となり、ほぼ横ばいの結果となったが、貸レコード使用料・報酬については前年比87.7%と五期連続の減収となった。また、二次使用料等については徴収額が増加したものの、伝統的な放送に類似したサービスがネット上でも展開されつつある。

このような環境変化に対応するため、今後もCPRAの基本理念である「専門性」「独立性」「透明性」について、より一層高い運営を維持しなければならない。そして、集中管理を拡大するとともに、集中管理団体として遵守すべき重要な要件の一つである「公平・公正」な分配を実現するため、権利者団体会議、運営委員会及び各諮問委員会の運営を円滑に行い、世代交代も見据えた事務局体制の構築を推進したい。

(安部次郎運営委員)

二次使用料について

放送二次使用料を中心としたレコード実演の徴収総額は、2017年度に73億円に至った。徴収額の大半を占めている日本民間放送連盟（民放連）やNHKなどの放送事業者との折衝を業務として行ってきた。しかし、テレビの視聴時間やスポンサー収入は減少傾向であり、近い将来、ネットがテレビ

の広告費を逆転すると予測されている。

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、テレビ放送は4K・8K放送が開始され大画面・高精細化が進んでいる。一方、通信環境は5G時代に突入し、スマートフォンで視聴できる動画等のネット配信は更に便利になる。このような環境変化を踏まえ、ネット配信関連の集中管理の拡充は、最も重要な項目の一つであると考えている。

著作権等管理事業者として、放送番組のネット配信において利用されるレコード実演の集中管理を開始し、12年が経過した。この間、放送業界を取り巻く環境は大きく変容し、ネット配信との関係が深まっている。当初、放送



番組のネット配信は、radiko等のラジオの同時配信や、テレビ番組のVODが主流であったが、2019年度にはNHKが地上テレビ2チャンネルの常時同時配信を予定するなど、配信を行う事業者数の拡大が見込まれる。CPRAとしては、そのような変容する時代のニーズに応えるべく、また実演家に広く対価を還元できるよう、集中管理事業の整備・運用を進めていきたい。

(上野博運営委員)

貸レコードについて

CDの生産実績が毎年減少している中、音楽配信、とりわけサブスクリプションサービスが大きな成長を遂げている。これはCDやダウンロードによ

て音楽を聴くことから、より手軽な方法に変わりつつあることを示している。通信環境の高度化が進み、楽曲の品揃えが整えば、更に普及し定着していくものと思われる。もちろん、音楽配信が遥かに進んでいる海外に比べ、CDの購入は根強く残っているが、純粹に聴取のためというよりも、アーティストの応援のため、またCDに付属する特典目当てとも言われている。

このような環境の変化の中で、CDレンタルは厳しい状況に置かれている。しかし、貸レコード使用料は、CPRA徴収額の15%程度を占めており、また現時点で大手事業者を中心とした1,900以上もの店舗でCDレンタルが行われているのも事実である。

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合（CDV-J）と貸レコードの誕生からこれまで長きに亘って構築してきたルールに基づき、市場のニーズが続く限り、CPRAとしては文化庁長官の指定団体業務として適正な対価を徴収していかなければならない。さらに、その運用についても、必要に応じて合理的な調整を行う必要がある。使用料滞納

事業者等の諸課題について、CDV-Jとの協力関係を保ちつつ、対応していきたい。

(金井文幸運営副委員長)

音楽関連分配について

音楽分配では、ここ数年分配の精緻化に向けて分配方法の見直し等の検討を行っている。

その結果、貸レコード使用料および商業用レコード二次使用料フィーチャード・アーティスト分配については規程の改正を行い、新たな方法による分配を実施するに至った。現在は、商業用レコード二次使用料ノンフィーチャード・アーティストの分配方法の見直しに着手し、「みなしデータ」か

ら「実際に放送で使用された楽曲に参加している演奏家」に分配する方法への移行を目指し、CPRAが過去に蓄積してきた貸レコードの演奏家データや団体が保有する演奏参加データと放送使用楽曲の照合結果の分析や、楽曲参加者情報の収集方法等の調査を行っている。

また、将来に向け楽曲に参加する演奏家の氏名表示の必要性を関係者に啓発する運動も視野にいれ、引き続き関係団体の協力を得ながら分配精度向上のための検討を重ねていきたい。

また、文化庁が実施している権利情報集約化に向けた実証事業にCPRAも参加している中で、CPRAに有益な情報が得られる可能性について、今後の状況を見守りながら模索していきたい。

(椎名和夫運営委員)

海外徴収・分配について

昨年度末現在の海外団体との契約数は32か国41団体である。



また昨年度は、SCAPR（実演家権利管理団体協議会）が運用する実演家データベース（IPD）へのCPRA委任者の登録を開始した。これにより、IPDに登録されている実演家の個人識別番号（IPN）を分配時の権利者特定の必須条件としている団体からの使用料等の徴収が再開された。もう一方の作品データベース（VRDB）についても本年9月から音楽作品の登録を開始したところである。これまでは各団体からそれぞれ年に一度リストとして送られてきた権利者不明楽曲がVRDBにおいて

は随時検索できることなどから、今後は両データベースの情報を有効活用し、より一層の海外徴収の強化が期待できる。

また、2010年度以降実施しているアジア地域の団体を対象とした実務研修では、韓国FKMP、マレーシアRPM

に続いて昨年度招聘したインドISRAとの間で、年内にも使用料等の徴収分配が実施される予定となっている。今後も設立間もないアジアの団体の実務面からの育成支援を継続していくとともに、現在アジア地域に存在する7か国8団体が一堂に会し全体の連携強化を図るためのフォーラムを韓国FKMPとの協力のもとで企画し、CPRA



のプレゼンスを高めるとともにアジア地域からの将来的な徴収額の増加を目指したい。

(安部次郎運営委員)

データセンター推進について

データセンター推進委員会では、音楽関連分配委員会で継続して議論されている分配の精度向上に向けた調査・研究の中で、データ関連の検証をサポートするとともに、分配方法の変更にも柔軟に対応し得る拡張性を持ったシステムづくりを進めていく。

また、関係団体の連携強化の一環として利用している「権利者団体連携システムMAPS」については、情報の機密性を保持しつつ、これまで以上に各団体実務者の利便性に配慮した運用ルールを構築していきたい。それに加えて、課題対応が難しくなっている機能が発生しつつあることから、抜本的な見直しも視野に入れた検討を実施し、より円滑に団体間の連携が図れるよう努めていく。

一方、文化庁では権利情報集約化に向けた実証事業として、関係団体・企業を構成員とした権利情報集約化等協議会を設置し検討が行われている。CPRAとしても、データ集約化のスキームが構築されることによって、課題であったインディーズ等のデータ収集においても大きな効果をもたらすことが期待されるため、今後とも協力を継続していきたい。

(椎名和夫運営委員)

数字で見るCPRA 25年の歩み

実演家著作権隣接権センター（CPRA）は、2018年10月1日に設立25周年を迎えました。そこで、様々な数字から、この25年の歩みを振り返ります。

2016年、CPRAは設立20周年を記念して『CPRA20年——実演家著作権隣接権センターの歩み——』を刊行しました。CPRAの設立に至る経緯から未来への課題をまとめるとともに、より詳細な年表やデータを所収しています。ご希望の方は、当センターのウェブサイトのお問い合わせフォーム (<http://cpdra.jp/inquiry/form/>) より、ご連絡下さい。

13回



1993年10月から2018年10月までに「著作権法の一部を改正する法律」として、著作権法改正は13回*1。実演家の権利に関する改正は、1997年の送信可能化権の創設、2002年の実演家人格権の付与、2006年の放送の同時再送信に係る権利の見直しなどがありました。さらに、1993年以降、1994年にTRIPS協定、1996年にWIPO実演・レコード条約（WPPT）、2012年には視聴覚的実演に関する北京条約が成立しています。

*1：平成21年の「国会図書館法の一部を改正する法律」や平成22年の「放送法等の一部を改正する法律」など附則において著作権法が改正された回数は除く。

2000年以前の権利委任者の数は、9千人弱でしたが、2017年度には、10倍を超えました。CPRAでは、データベースの整備などに取り組んでいます。



51億6000万円



10億1,500万円

芸団協は、実演家に係る商業用レコード二次使用料を受けける団体として文化庁長官より指定されました。1993年以降は、CPRAが徴収・分配業務にあたっています。実演家に係る商業用レコード二次使用料の徴収額は、1993年度には10億1,500万円でしたが、2017年度には、51億6000万円と5倍近く増加しました。

88,464人



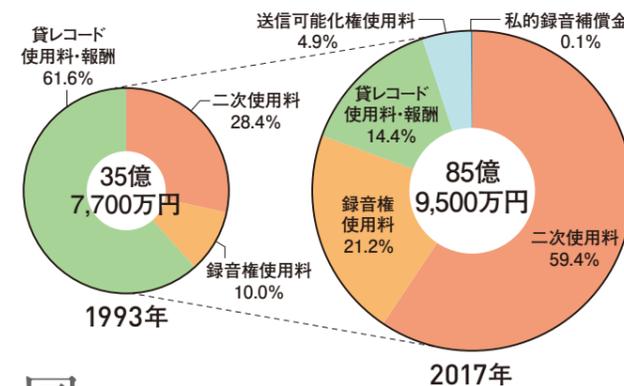
32ヶ国 41団体

CPRAは、海外の実演家の権利管理団体との間で協定を締結し、使用料の徴収・分配を行っています。また、国際組織のSCAPR（実演家権利管理団体協議会）の正会員で、2013年には、京都での総会のホスト国を務めました。

85億9,500万円

35億7,700万円

1993年度の二次使用料、録音権使用料及び貸レコード使用料・報酬の総額は35億7,700万円。2017年度は、私的録音補償金と送信可能化権使用料も含め85億9,500万円になりました。この25年で徴収総額における二次使用料・録音権使用料と貸レコード使用料・報酬の占める割合は逆転しています。



60人

これまでCPRAの運営を担う運営委員会の委員に就任したのは60人。実演家やプロダクション関係者、権利委任団体など多岐にわたる方々が、CPRAの運営に携わっています。



10億円

2001年

1992年に導入された私的録音録画補償金制度。ピーク時の2001年度には実演家分の私的録音補償金として10億円を受領していました。しかしながら、2017年度は1,025万円にまで減少。現在、私的録音補償金制度の対象となっているデジタル録音機器・記録媒体は、私的録音の実態とはかけ離れたものばかりです。文化庁の著作権分科会への参加などを通じて、私的録音録画補償金制度の見直しを訴え続けています。

2017年

1,025万円

●数字で見る25年の歩み

1993（平5）年 ●実演家著作権隣接権センター設立

1994（平6）年 ●「TRIPS協定」採択

1996（平8）年 ●「実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約」(WIPO実演・レコード条約、WPPT) 成立

1997（平9）年 ●著作権法の一部改正 実演家の送信可能化権の創設

1999（平11）年 ●著作権法100周年記念協賛事業として「実演家の権利を考えるパフォーミング・デイズ」開催

2000（平12）年 ●「CPRA News」創刊
●著作権等管理事業法の成立

2001（平13）年 ●CPRAウェブサイト開設

2002（平14）年 ●著作権等管理事業法に基づく「商業用レコードの放送用録音に係る録音権」に関する一任型事業開始
●著作権法の一部改正 実演家人格権の付与

2005（平13）年 ●WIPO総会にて登録NGOとして承認

2006（平18）年 ●著作権等管理事業法に基づく「放送番組に使用された商業用レコードの送信可能化」に関する一任型管理事業開始

●著作権法の一部改正 放送の同時再送信に係る権利の見直し

2007（平19）年 ●イベント「Creators To Consumer [to2c:はじめの一步]」を連続開催し、私的録音補償金制度について問題提起
●貸レコード使用料の徴収方式を従来のランク別から月額固定使用料とサーチャージ制による使用料を合算する方式に

2008（平20）年 ●「Culture First」はじめに文化ありき」運動開始

2012（平24）年 ●芸団協が公益社団法人に移行
●「視聴覚的実演に関する北京条約」(北京条約) 成立
●「視聴覚的実演に関するWIPO北京条約作成記念国際シンポジウム」開催

2013（平25）年 ●SCAPR総会を京都で開催
●CPRA設立20周年記念出版『実演家概論—権利の発展と未来への道—』刊行

2016（平28）年 ●「CPRA20年——実演家著作権隣接権センターの歩み」刊行

2018（平30）年 ●CPRA設立25周年

■ 使用料規程を一部変更

ラジオ放送番組のオンデマンド配信に対応するため、使用料規程を一部変更しました。変更した使用料規程及び新旧対照表は、CPRAのウェブサイトに掲載しています。

新しい使用料規程は、著作権等管理事業法に基づき、9月28日に文化庁に届出を行い、10月28日から実施しています。

■ 著作権分科会の動向について

著作権分科会に設置された、三つの小委員会において議論が進められています。

〔法制・基本問題小委員会〕

第1回会合において「インターネット上の海賊版対策」などの審議事項が了承された後、「リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」について具体的な制度設計に向けた議論を中心に進められています。また、同小委員会には、著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方について検討するためにワーキングチームも設置され、議論が進められています。

〔著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会〕

第2回（7月13日）、第3回（9月4日）及び第4回（10月23日）の会合が開催され、椎名和夫芸団協常務理事が委員として出席しました。第2回会合では、私的録画に係る「補償すべき範囲」のほか、私的録音に係る対価還元手段の在り方について方向性を示すため、具体的な制度設計に向けた議論が進められました。また、私的録画補償金とタイムシフティングとの関係に関する過去の議論や、ドイツ・フランスにおける私的複製補償金制度の概要について紹介がありました。そして、第3回会合では、私的録音録画における対価還元手段の在り方につ

いて方向性を示すために、具体的な制度設計に向けた議論等が引き続き行われました。さらに、第4回会合では、具体的な制度設計に向けた検討が、引き続き行われたほか、私的録画に関する実態調査報告も行われました。今後も、引き続きクリエイターへの適切な対価還元について議論が進められます。

〔国際小委員会〕

去る8月24日に第1回会合が開催され、松武秀樹芸団協常務理事が委員として出席しました。主査には道垣内正人委員（早稲田大学教授）が選任。同小委員会では、国際的ルール作り及び国境を越えた海賊版対策への対応の在り方について審議します。第1回会合では、WIPOにおける放送条約策定に向けた議論などについて報告がありました。WIPOでは放送事業者が行うインターネット送信を放送条約の保護対象とするか否かなどが議論されており、サイマルキャスト（放送と同時にインターネット送信するもの）を条約の保護対象とすることに、ほぼ異論はないものの、放送と異時のインターネット送信を保護対象とすることについては意見の隔たりがあることが報告されました。

■ 文化庁創立50周年記念で表彰

文化庁は、創立50周年を記念して文化の振興に多大な功績のあった個人や団体を表彰し、個人として野村萬芸団協会会長が、団体として芸団協が表彰を受けました。

野村会長は、能楽師としての活躍と共に、「芸団協会長を務めるなど、我が国の芸術文化の振興に」、芸団協は「実演芸術の振興を図る事業及び調査研究等を通じ、我が国の文化芸術の振興に」それぞれ多大な貢献をしてきたことが認められたものです。表彰を受けたのは個人108、団体52。

相澤正久

芸団協CPRA運営委員会委員
一般社団法人日本音楽事業者協会理事

サンミュージックは今年11月に創立50周年を迎えます。

初代社長で私の父、秀禎を音楽の道へと導いたきっかけは終戦後の地元、横須賀に進駐してきた米軍兵士達が愛するカントリーウエスタンに耳にした事が大きな影響だったと聞いています。

戦時中、父が耳にしていた音楽は国威高揚の為の軍歌だったり行進曲がほとんどで、カントリーウエスタンとの出会いは父にとって音楽に対しそれまで抱いていたイメージを根本から揺さぶる出来事でした。

カントリーは日常生活と深く密着していて、喜怒哀楽やそれをめぐる人間の機微が繊細に盛り込まれています。朝鮮戦争勃発で悲惨な戦いの現実と直面している時代であっても、米兵達はそうした音楽を大切にしながら折に触れて口ずさみ、陽気に踊り、気持ちを躍動させながら自らを鼓舞し、明日への活力と元気を取り戻していたと父は言っていました。

米軍基地の町、横須賀で音楽の魅力に取り付かれていった父は仲間と米軍キャンプに飛び込みで売り込みに行き演奏を始めます。大学時代にはバンドを結成し米軍キャンプを回り腕を磨き、プロのプレイヤーとして自立できたと誇らしげに話してくれたのを思い出します。

「音楽は私達の心を灯し続けてくれる太陽のような役割を果たす。心に太陽を唇に歌を。」それがサンミュージックの社名の由来と父は生前語っていました。

父と同じように陽気な米兵達から音楽の可能性や素晴らしさを学び、その可能性に賭けた人達が戦後の音楽業界、芸能界の礎をつくったのだと心から思っています。

CPRA NEWS VOL.90 通巻90号 2018年10月31日発行
発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協 CPRA 法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター (CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
<http://www.cpra.jp>



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切にする社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>